

# お悩み解決Q & A



Vol. 37

妊娠した後、出産からフルタイムに戻るまでに利用できる制度って？

2021年6月16日

Q

職場の後輩が  
妊娠の報告をしてくれた時・・・  
『仕事は楽しいから続けたいです』  
って話していました。  
出産→フルタイム勤務までの間に利用できる制度には何があるんですか。  
私も知りたいです。



入社4年目 めぐちゃん  
しんやくんと婚約中

A

育児と仕事を両立できるよう  
いろいろな制度があるよ。  
利用する制度は**自分で選択**できるんだ。

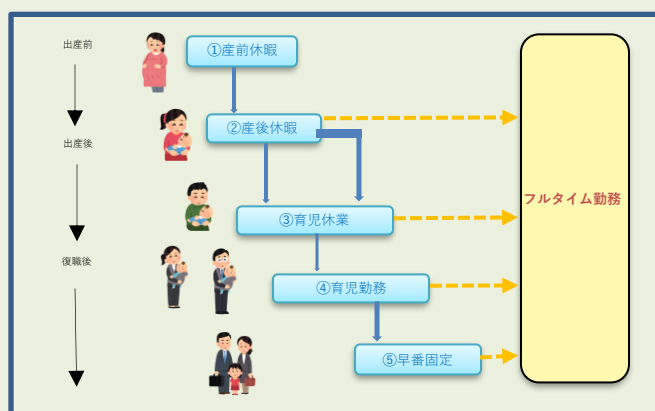
制度の先生  
たかしくん  
ただ今機分けにはまっています



## 解説

自己申請（各制度をどう利用するか、利用しないかは、個人で選択して申請します）  
フルタイムへ（自分で選択した制度の利用後は、みんなフルタイム勤務に戻ります）

【 出産前→フルタイム勤務までに利用できる制度の一例 】



- ①産前休暇 出産する女性の母体保護を目的とした制度  
労働協約 第6章 労働条件 第2節 休日・休暇 (産前・産後休暇)  
※労働基準法で定められており就業させてはけません。
- ②産後休暇
- ③育児休業 育児のために休業する場合に利用できる制度  
労働協約 育児休業規程
- ④育児勤務 育児のために一定期間内において勤務時間を短縮する働き方  
労働協約 育児勤務規程
- ⑤早番固定 基本シフトパターンの早番（一直）に固定して勤務する働き方  
労働協約 就業形態規程 早番固定勤務  
※対象：社員・メイト社員

詳細は労働協約で。こちらをクリック [労働協約](#)



育児休業や育児勤務は女性だけでなく男性も取得ができるんだ。

次回の【お悩み解決Q&A Vol.38】では、「育児休業、育児勤務って何年間とれるのかな？」について解説するね。子育てや仕事との両立を家族で考えるいいきっかけになるといいね。